

2021 年度取締役会の実効性評価結果の概要について

2022 年 5 月 27 日

住友精化株式会社

代表取締役社長 小川 育三

当社は、コーポレートガバナンスの向上に関する取組みの一環として、2021 年度の実効性評価を行いましたので、結果の概要をお知らせします。

1 実効性評価の方法

当社取締役会の実効性評価は、下記のプロセスで実施しております。

- ① 各取締役による自己評価（アンケート）の実施
- ② ①に基づく各取締役へのインタビューの実施
- ③ ①および②に基づく現状分析と課題の抽出
- ④ 取締役会において、③に基づく実効性評価と課題について議論

自己評価の項目は以下のとおりです。

- ・ 取締役会の運営・制度（議題数や時間配分）
- ・ 取締役会の人員構成
- ・ 取締役会での議論や説明・報告の状況
- ・ 取締役会による監督の状況（経営計画の実行、リスク管理や内部統制・コンプライアンスなどに関して）
- ・ 経営陣幹部の後継者育成の監督
- ・ 昨年度の実効性評価において挙げられた課題への取り組み状況

2 2021 年度の実効性評価

当社取締役会は、各取締役に対して行ったアンケート並びにインタビューの結果に基づき、前回課題への取り組み状況、当年度の実効性およびこれに関する課題への対応策について、議論を行いました。これらの結果を踏まえて、当社取締役会は、自らに期待される役割・機能を果たしていると評価しております。詳細は、以下のとおりです。

3 昨年度の実効性評価における課題への取組状況

昨年度の実効性評価において挙げられた課題に対しては、既存ルールの見直し、新たな取組みの実施などを行い、取締役会の実効性をより高めるべく努めました。各課題の内容と、課題への具体的な取組み状況については以下のとおりです。

(1) 経営陣幹部の後継者の選定およびその人材の育成への取組み

昨年度の実効性評価においては、①社内の人材登用・育成に関する会議において、経営陣幹部に必要な資質やスキル等の目標に対しての具体的な育成方法の検討、その成果など進捗状況の報告を行うこと、②取締役会やその他重要会議において経営陣幹部候補者に報告・発表の機会を与え、評価する機会とすることを、本課題に対する対策として掲げました。

本課題については、適切に取り組んでおります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行後の取締役会の監視監督機能強化

昨年度、本課題に対しては、①取締役会への決議・報告基準の見直し、②取締役会において議論・報告すべき内容の充実を対策として掲げました。

本件については、取締役会の決議・報告基準の見直しと、業務執行状況の取締役会への報告内容の整理・充実を行いました。これにより、迅速な意思決定を実現するとともに、取締役会の監視監督機能がより適切に発揮できるようにいたしました。

しかしながら、報告内容の充実に伴う資料の増加や、取締役会の時間管理が次の課題となっております。この点について、今後改善を図ってまいります。

(3) その他（ガバナンスの強化、役員相互のコミュニケーション機会の確保）

昨年度、本課題に対しては、①指名報酬委員会の過半数を独立取締役とすること（ガバナンスの強化）、②新型コロナウイルスの感染防止策をとりつつも、必要なコミュニケーションの機会の確保に努めること（役員相互のコミュニケーション機会の確保）を対策として掲げました。

本件について、①は既に実施しております。②は新型コロナウイルス変異株への対応のため、オンライン以外でのコミュニケーション機会の確保はできませんでしたが、今後の感染状況を勘案しながら、引き続きコミュニケーション機会の確保に努めてまいります。

4 今年度の実効性評価における課題と今後の対応

(1) 取締役会による執行の監督とそのための指標の設定

取締役会による執行の監督をより強化するため、売上や営業利益の財務情報に加え、非財務情報についても、適切な指標を設定し、それに基づいた監督を行ってまいります。

(2) ガバナンス向上に資する取締役会の構成等

ガバナンス向上に関しては、当社に対するステークホルダーの期待や社会的に要求される水準を加味し、実質的なガバナンスの向上において、当社によりふさわしい体制の構築を図ってまいります。

なお、取締役会の構成に関して、独立社外取締役に企業経営経験者を任命することは喫緊の課題であると認識しておりますが、当社の規模や事業内容に照らして適切な人材を任命することが重要であり、候補者の選定に、引き続き取り組んでまいります。

(3) その他（中期経営計画の策定・経営会議等の取締役会への報告）

今年度策定予定である中期経営計画については、業務執行側と社外取締役との間で十分な議論を重ね、今後の当社が進むべき道を適切に示せるよう策定を進めてまいります。

取締役会における経営会議や各種委員会の運営の報告については、会議の結果や結論のみを報告するのではなく、議論の過程や、認識した課題への対応を中心に報告し、取締役会はこの報告を監督することと致します。これにより、取締役会における執行の監督をより強化するよう努めてまいります。

当社は、これらの取組みを通じて、今後とも、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

以上